

第 2 次
京丹波町
総合計画

日本のふるさと。 自給自足的循環社会 ● 京丹波

概要版

森林

地元力

食

子育て力





はじめに

平成17年10月11日に京丹波町が誕生して10年。東経135度25分24秒、北緯35度9分51秒に位置する本町は、古の時代から古都京都の食や木材の供給地であり、先祖先人の日々の営みと弛まぬ努力によって広大な土地と優れた生産技術が引き継がれ、まちの生業として、現代の京丹波町を形成してきました。

このまちは、北に豊富な漁場をもつ日本海、南には1,600万人が暮らす京阪神地域から程近く、西の山口県と古都京都を結ぶ交通の要衝にあるなど、都市近郊の純田舎としての原風景が今も色濃く残っています。丹波高原最高峰の長老ヶ岳に代表される緑豊かな森林、降り注いだ雨が小さな流れとなりやがて大河へとつながる、その豊富な恵みを受けて四季折々に姿を変える里山の田畑、この「大自然」はすべてわがふるさとにある、何人にも侵されることのない貴重な町民共有の財産であります。そして、この位置と景観をすべての町民の皆さまが「宝」とであると認識することから、まちづくりが始まると考えています。

この度策定した第二次京丹波町総合計画では、「森林」「食」「子育て力」「地元力」といった「あるもの＝地域資源」を活かし、それぞれ「資源の循環」「経済の循環」「人材の循環」「暮らしの循環」として互いに影響しあい、その時代次代に合った施策を展開することによって地域の安心そして豊かさにつなげていくことを目指します。さらに、その環境の中で暮らすことにより、地域への愛着が深まり、やる気が促されて、元気で楽しいまちの姿となり、それが町内外に伝播することで、このまちに人々が訪れる力につながるのではないかと考えています。

これを「日本のふるさと。自給自足的循環社会」と表現し、誰からも愛されるまちの未来像として描いていきます。

私たちの暮らす中山間地域では、今後も厳しい社会の潮流の中で「自助・共助・互助・公助」といった郷土愛あふれる地域力の醸成こそ、時代に対応したまちづくりを实践する土台となることを信じ、絶えることのない知恵と行動力をもって、町民が誇り、喜び、一体感を持ち、住んでよかったと思えるまちづくりのために、こん身の努力を尽くす決意でありますので、より一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、この計画策定に貴重なご意見、ご提言をいただきました町議会、町総合計画審議会、須知高等学校、意向調査や意見公募を通じてご参画いただきました多くの町民の皆さま、町内事業所や各種団体の皆さまに心からの感謝を申し上げます。

平成29年3月

京丹波町長 寺尾豊爾

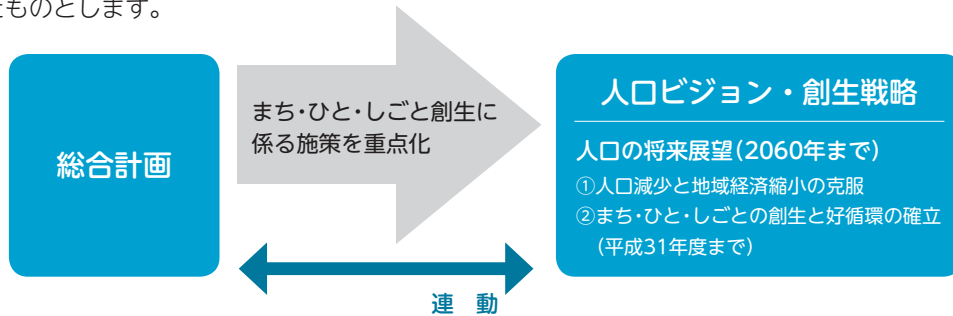
I

第2次京丹波町総合計画とは

本計画は、京丹波町における計画体系の“最上位計画”として位置づけられ、京丹波町のまちづくりを推進するうえでの指針となる計画として策定するものです。

また、地域を取り巻く状況が大きく変化するなか、より効果的な施策の推進を図るため、町民・団体・民間事業者等と行政が力を合わせて様々な施策を展開する“協働のまちづくり”を基本とします。

さらに、平成27年度に人口減少克服・地方創生を目的として策定した「京丹波町人口ビジョン・創生戦略」の方向性も、今後のまちづくりを進めるベースとなることを十分に踏まえたものとします。



II

計画の目標年次と構成

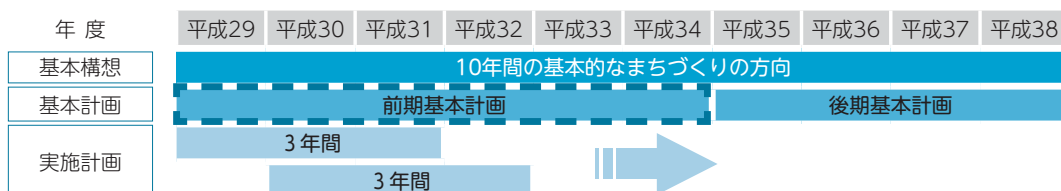
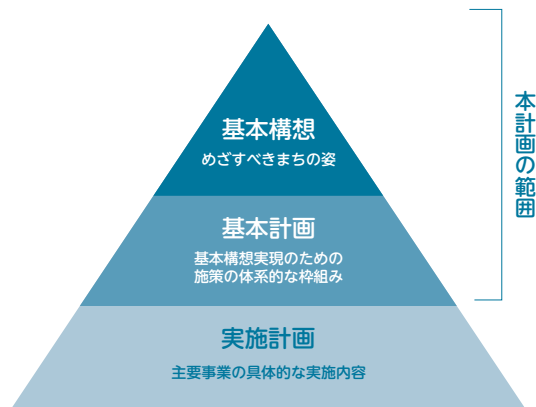
本計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」によって構成されます。

「基本構想」では、京丹波町がこれから進めるまちづくりの基本的な方向や主要なプロジェクトを定めます。計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

「基本計画」では、基本構想を実現するための基本的かつ主要な施策の体系等を示すとともに、施策の展開に向けた基本方向等を定めます。基本計画は、平成29年度から平成34年度までの6年間を計画期間とする「前期基本計画」と、平成35年度から平成38年度の4年間を計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。

「実施計画」は、基本構想及び基本計画に基づき実施する具体的な事業について、3か年の年次計画として策定し、ローリング方式¹による進捗管理を行います。

なお、総合計画策定後において著しい社会情勢の変化等が生じた場合は、必要に応じて計画の改定を行うものとします。



¹ ローリング方式：ローリングとは計画の実行⇒分析・評価⇒計画の修正・実行というサイクル（循環）を繰り返していく方法。



時代の潮流とまちづくりの主要課題

昨今の時代の潮流のキーワードには、以下のものが挙げられます。

1 人口減少社会と少子化・高齢化の進行

本町においても、人口減少及び少子化・高齢化の進行が顕著となっています。人口減少は、地域における消費活動を減退させるだけでなく、労働に従事する人口の減少の結果として地域における経済規模が縮小し、日常生活における様々なサービス・利便性が低下するとともに、その結果により、さらに人口の転出を促すという悪循環に入り込むことが危惧されます。

平成27年度に策定した「京丹波町人口ビジョン」及び「京丹波町創生戦略」をもとに、基本理念である「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」をめざし、「森林」「食」「子育て力」「地元力」といった京丹波町の強みを最大限に活かした取組みの推進が必要です。

2 安心・安全への一層の関心の高まり

本町においては、平成27年度にデジタル防災行政無線（移動系）を完備し、情報連絡体制を強化しました。今後は、いつ・どこにでも起こり得る災害や事故等に備え、日頃から住民の防災意識を高めることや、地域防災組織の強化をめざした人材確保や担い手の育成等、災害時の被害を少なくする“減災”に向けた取組みが重要です。

また、地域の犯罪を未然に防止するために、啓発活動やパトロールの実施等とともに、犯罪が起こりにくい環境整備を図る必要があります。

3 環境問題の深刻化

緑豊かな山地や田園・河川など日本の原風景ともいえる美しい景観は、本町の強みの一つであり、豊かな自然がもたらす恩恵を維持し、次の世代に引き継いでいくことが重要です。

環境保全については、地域循環型のまちづくりをめざしたバイオマス²産業都市構想の策定・推進に取り組んでいますが、今後は、さらに住民・事業者・行政等が一体となった地球温暖化防止対策の推進や省エネルギー・再生可能エネルギーの実践など、一層の取組み強化が重要です。

4 情報化社会の進展

情報通信基盤の整備としては、平成23年に全町に普及したケーブルテレビの施設整備を推進するとともに、災害や緊急時にも強い通信ネットワークの構築が重要です。

また、電子自治体³化の推進により、本町においても、ICTを活用した行政サービスの高度化や行政の簡素化・効率化を図る必要があります。

5 分権化社会と協働によるまちづくりの進展

平成20年に策定された「住民自治組織によるまちづくり基本指針」に基づき、地域づくりにおける役割分担を明確にしながら、地域振興会や集落連携組織等の住民自治組織等を育成し、地域の課題解決や活性化を推進する必要があります。

また、人口減少社会においても活力あるまちを維持するためには、担い手の確保やコミュニティ活動の支援等、地域コミュニティの持続・活性化に向けた取組みも、今後は、さらに重要です。

²バイオマス：生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」をバイオマスと呼ぶ。

³電子自治体：コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に活用することにより、国民・住民の方々や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図り、効率的・効果的な政府・自治体を実現しようとするもの。

基本構想

I

京丹波町の将来像

日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波

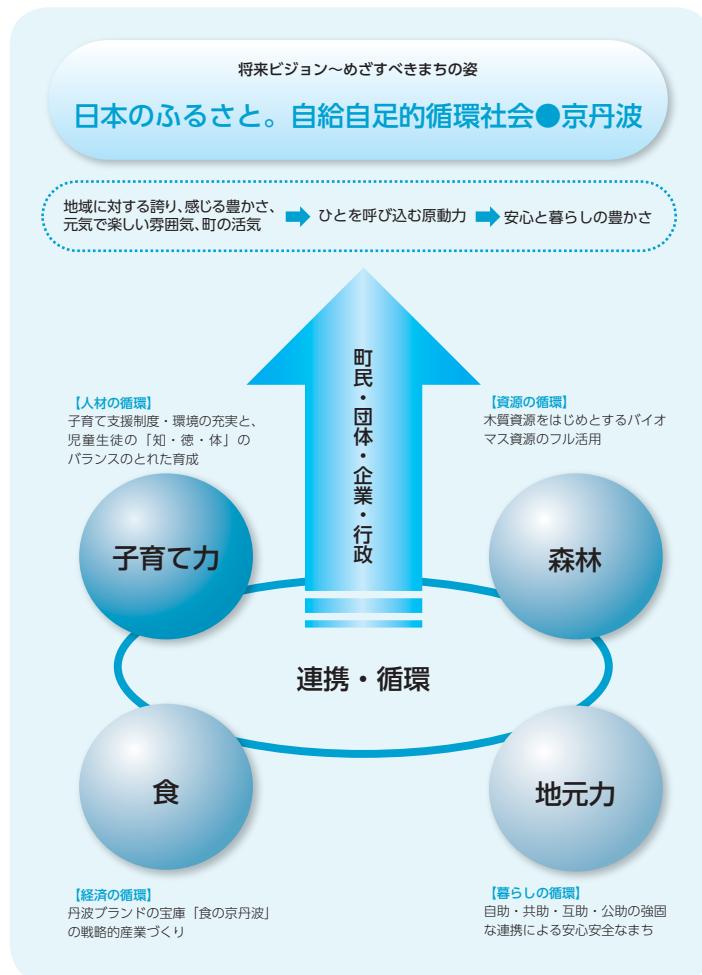
1 将来ビジョン～めざすべきまちの姿～

京丹波町では、「森林」「食」「子育て力」「地元力」といった財産や強みを最大限に活かしていくことが、正しい道であり、早期に取り組める地域資源であると考えています。この強みを活かすことは、それぞれの分野における「資源の循環」「暮らしの循環」「経済の循環」「人材の循環」といった個々の効果だけでなく、互いに関連しあい影響しあうことで、より大きな効果につながります。

このまちには、先人から引き継がれてきた里山をはじめとする豊富な森林資源、良質な第一次産品を生産する技術、地域を守り育てる力、おすわけ文化といった古き良き習慣が残っています。これらを、現在そして未来へ、社会の移り変わりに合わせて、地域づくりや基幹産業をその都度改編していくことが、この地域の安心そして豊かさへつながっていきます。

さらに、その環境のなかで暮らし続けることが、住民の地域に対する誇りと、豊かさを感じることにつながり、まちのなかで活気があふれ、元気で楽しい雰囲気が醸成されます。それが、本町へひとを呼び込む原動力となります。

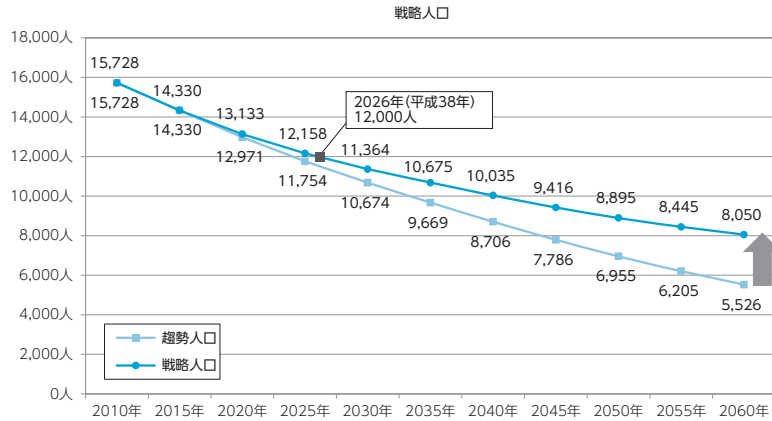
これを本町では、「自給自足的循環社会」と表現し、町民の安心と暮らしの豊かさのなかに、穏やかでどこか懐かしさを感じられる「日本のふるさと」をめざします。



2 将来人口フレーム

本町の人口ビジョン（平成27年度策定）では、少子化・高齢化、転出超過といった本町の人口問題に対して、長期的視点から取り組むことにより、2040年において10,000人程度、2060年において8,100人程度の人口規模をめざすこととしています。

その戦略人口と整合性を図り、本計画の施策を推進することにより、計画期間の最終年である2026年（平成38年）には、12,000人を確保することを目標とします。



主要プロジェクト

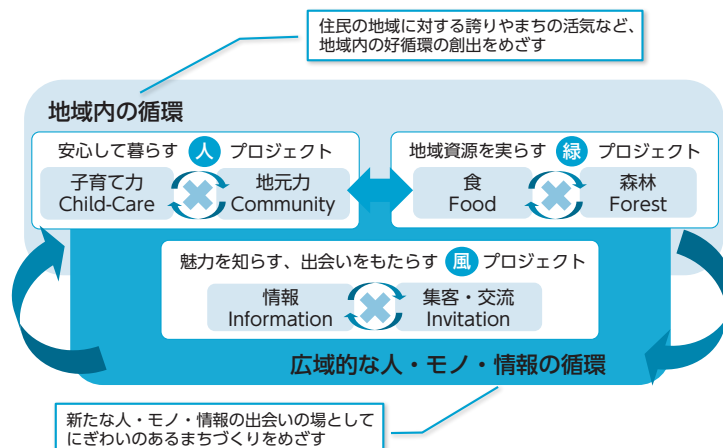
1 主要プロジェクトの趣旨

主要プロジェクトは、本計画の将来ビジョン～めざすべきまちの姿～である「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」をめざし、計画を明確な方向性を持って戦略的・先導的に進めていくための取組みとして位置づけます。

2 主要プロジェクトの概要

主要プロジェクトでは、本町の財産であり強みとなる「子育て力」「地元力」「食」「森林」の四つのテーマに加え、これらをさらに活かすための「情報」「集客・交流」の視点を持ち、個々の効果が互いに関連し合い、影響しあうことでより大きな効果につなげることをめざし、『循環』をひとつのキーワードとします。

大きくは、町内における“地域内の循環”と、町外を含めた“広域的な人・モノ・情報の循環”を創出・活性化することによって、将来的に持続性のあるまちづくりを進め、「日本のふるさと」としてだれからも愛され、誇りと希望の持てる京丹波を実現します。





安心して暮らす「人」プロジェクト

「子育て力」「地元力」の連携・循環により、郷土愛を持った人材の循環を創出し、住民が支え合い安心して暮らせるまちづくりをめざします。

子育て力～Child-Care～

- ・「子育てをみんなで育む地域の輪」の実現
- ・「学校・家庭・地域総がかりで育む子育てからひとづくり」の推進



地元力～Community～

- ・地域包括ケアシステム⁴の構築・推進
- ・「自助・共助・互助・公助」の連携による郷土愛あふれる地域力の醸成

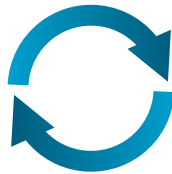


地域資源を実らす「緑」プロジェクト

「食」「森林」など京丹波町の地域資源の連携・循環により、地域における営み・経済の循環を高め、力強い地域産業に支えられた活力あるまちづくりをめざします。

食～Food～

- ・食と農のエネルギー循環プロジェクト
- ・京丹波まるごと観光フードツーリズム推進プロジェクト



森林～Forest～

- ・森林資源のフル活用プロジェクト
- ・フードバレー・ウッドバレー創生プロジェクト

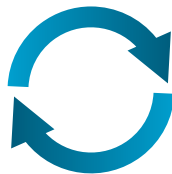


魅力を知らす、出会いをもたらす「風」プロジェクト

まちの魅力発信（タウンプロモーション）を含めた幅広い「情報」の発信と、“地域内の循環”によって生み出される京丹波町の魅力・求心力を背景にした「集客・交流」との循環により、にぎわいのあるまちづくりをめざします。

情報～Information～

- ・ICTを基盤とした戦略的情報発信の推進
- ・京丹波町タウンプロモーション機構の設立



集客・交流～Invitation～

- ・ふるさと創生事業（まち・ひと・しごと環境の充実）
- ・京丹波映画の里づくりプロジェクト（映画ロケ誘致事業）

⁴地域包括ケアシステム：子どもから高齢者まで、すべての人が医療、介護、予防、生活支援サービス等のベストな組み合わせで地域生活を支援すること。



まちづくりの基本方針

基本方針1 地域資源が輝く産業づくり

京丹波町の豊潤な大地と水によって形成され、先人が築き上げてきた森林や食を活かした産業の活性化、起業促進、新産業の創出などを図り、人（主体）が集まり、モノ（地域資源）を活用し、カネ（資金）を地域内で循環させる取組みを進めます。

地域ブランドの確立等による農林水産業の育成・振興と地域生活に根ざした商工業の活性化、都市との交流の活発化などを図ることで、新たな魅力の創出等にも努め、交流とにぎわいのある活気に満ちたまちをつくっていきます。

基本方針2 地域総がかりで育む子育てからひとづくり

「まちづくりは人づくり」の考えのもと、町の未来をひらく人を育てていきます。

次代を担う子どもたちが、健やかでたくましい心と体を育むことができるように、学校と地域が連携した教育を行い、将来に向かっていきいきと学べる教育環境づくりを進めます。

また、町民が多彩な活動や交流の場を通じ様々な文化に触れるとともに多様化・高度化する学習ニーズに応える生涯学習を推進し、人間性豊かで創造性を育むまちをめざします。

基本方針3 人のつながりを大切にする暮らしの安心・安全づくり

町民一人ひとりが、健やかで安らぎある暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの構築により、妊娠期を含む子どもから高齢者までの全ライフステージ⁵における様々な地域課題を解決する福祉基盤づくりをめざします。

また、コミュニティ（地域社会）は、町民の様々な活動を支える基礎として重要なものであるため、地域コミュニティの活性化を図り、人と人、地域と地域のつながりを深め、地域で共に支え合い、助け合う社会の実現をめざします。

犯罪、交通事故、消費生活、消防・救急、防災などに必要な対策を講じ、町民と協力して、だれもが安心・安全に暮らせるまちをめざします。

基本方針4 豊かな自然と調和する便利で快適なまちづくり

丹波高原に広がる豊かで美しい自然・生活環境を良好な状態で保全し、自然を愛し自然と共に生きる緑豊かな農山村として魅力を高めながら次代へ引き継いでいきます。

また、河川の整備や山林・林道の保全など、治山・治水事業を推進し、町民の生命と財産を守る取組みを推進します。

さらに、情報通信体制を整備し、必要な情報をだれもが早く、便利に、確実に得られる環境を創出します。

基本方針5 住民主体の魅力あるまちづくり

町民と行政が協働してまちづくりを行うために、広く情報を開示し、事務の効率化を図り、公正・公平な行政運営を推進することで透明性を高め、町民の信頼と負託に応えられる組織体制づくりを行います。

また、町民が、様々な資源や魅力など町の良さを再発見することにより、誇りと愛着を持ち、そのことを全国や世界に向けて広く発信することで、本町に対する認知・関心を高めていきます。

そうすることで、まちを訪れる観光客の増加を図り、交流や定住につながるよう人・モノや経済の循環を創出・活性化していきます。

⁵ ライフステージ：個人の一生を幼年期・少年期・壮年期・老年期というように区分した人生の各段階のこと。

IV

施策の体系

将来 ビジョン	基本方針	施策分野群
日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波	基本方針 1 地域資源が輝く産業づくり	1 農林水産業（京丹波ブランド戦略） 2 商工業 3 観光交流 4 起業・雇用 5 地域資源活用 6 移住・定住
	基本方針 2 地域総がかりで育む 子育てからひとづくり	1 幼児・学校教育 2 子ども・青少年の健全育成 3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション 4 人権尊重 5 文化 6 国際・地域間交流
	基本方針 3 人のつながりを大切にする 暮らしの安心・安全づくり	1 医療 2 健康づくり 3 子ども・子育て 4 高齢者福祉 5 障がい者福祉 6 地域福祉 7 防犯・交通安全 8 防災 9 環境保全 10 環境衛生
	基本方針 4 豊かな自然と調和する 便利で快適なまちづくり	1 土地利用 2 道路・交通 3 情報通信 4 河川 5 水資源・上水道 6 下水道 7 住宅
	基本方針 5 住民主体の魅力あるまちづくり	1 協働のまちづくり 2 魅力発信（タウンプロモーション） 3 行政運営

基本計画

基本方針1 地域資源が輝く産業づくり

1 農林水産業（京丹波ブランド戦略）

(1) 農業の振興

- ① 農業振興に関する各種計画の策定
- ② 環境づくり、基盤整備
- ③ 農業の担い手対策
- ④ 畜産の振興
- ⑤ 農地の保全
- ⑥ 生産振興、利用促進

(2) 林業の振興

- ① 林業振興に関する各種計画の策定
- ② 森林整備
- ③ 特用林産振興
- ④ 林業の担い手対策
- ⑤ 京丹波町産木材活用促進事業
- ⑥ 林業生産基盤の整備、緑化推進

(3) 水産業の振興

- ・ アユ、アマゴ等の種苗（稚魚）放流事業
- ・ 漁場クリーンアップ事業

2 商工業

(1) 地域産業の育成

- ・ 京丹波町産業ネットワーク活動

(2) 中心市街地の活性化

- ・ 商店街団体の活性化話し合い活動の実施
空き店舗を活用した起業受け入れ
- ・ 買物支援事業
- ・ 農林産物や工芸品などを活用した新規事業の立ち上げ支援

3 観光交流

(1) 観光資源の発掘・整備

- ・ 長老山森林公園維持管理事業
- ・ 観光ファンクラブ
- ・ スポーツ観光の推進

(2) 産業等連携による観光交流の推進

- ・ 農業体験、農家民泊、体験メニューの造成
- ・ 農園利用から始める新規就農システムの構築
- ・ 京丹波映画の里づくりプロジェクト
- ・ 森の京都DMO事業⁶

(3) 交流拠点の整備・充実

- ・ 多言語表示の整備
- ・ 町内周遊ルートの作成
- ・ 着地型観光の連携強化
- ・ 情報発信機能の整備
- ・ 畑川ダム周辺整備事業

(4) 情報発信・宣伝の強化

- ・ モニターツアーの実施
- ・ ファムトリップ⁷の実施
- ・ インターネット販売の構築

⁶ 森の京都DMO事業：府中部地域の森をテーマに、観光地域づくりの中核・舵取り組織、地域商社として、交流人口を拡大させ、地域の稼ぐ力を創出する事業。

⁷ ファムトリップ：観光地などの誘客促進のため、旅行環境事業者を対象に現地視察をしてもらうツアーのこと。

4 起業・雇用

(1) 起業・創業支援の推進

- ・京丹波町創業支援ネットワークによる起業支援
- ・ふるさと起業出張相談会の実施等
- ・須知高校生や林業大学生と対象とした町内起業家・経営者等によるキャリアアップセミナーの実施

(2) 企業誘致の推進

- ・京都府や金融機関等と連携した情報収集、企業訪問活動
- ・フードバレー、ウッドバレー創生プロジェクト
- ・町内既存企業の設備拡張支援
- ・町企業立地奨励金、雇用促進奨励金による支援

5 地域資源活用

(1) バイオマス産業都市の推進

- ・森林資源のフル活用プロジェクト
- ・食と農とエネルギーの循環利用プロジェクト

(2) 食の郷●京丹波の推進

- ・京丹波まるごと観光フードツーリズム推進プロジェクト事業

6 移住・定住

(1) 移住・定住希望者への支援強化

- ・移住定住情報の一元的な収集と発信
- ・移住定住相談窓口のワンストップ化
- ・集落協力員の設置とネットワーク化
- ・UIJターン者のネットワークづくり
- ・町職員の町内居住促進
- ・広域連携による京都丹波移住定住プロジェクトの推進
- ・金融機関と連携した支援制度等の創設
- ・民間事業者、NPO⁸等との連携事業
- ・若者定住者への町分譲地購入補助
- ・京丹波町「明日のむら人」移住促進事業
- ・移住コンシェルジュと連携した移住相談会の実施

(2) 移住・定住希望者への住まいの確保

(空き家の利活用)

- ・空き家バンク制度の見直しと充実
- ・農家民宿による体験プログラムの実施
- ・空き家活用による改修支援の充実
- ・定住支援住宅整備
- ・宅地購入促進制度の拡充
- ・移住希望者の一時受け入れ、空き家を利用し移住者を受け入れ

⁸ NPO：Non-Profit Organization の略語で、直訳すると非営利団体となる。政府・自治体・私企業とは独立した存在として、民間や住民の手によって構成された、利益を追求することを主目的としない社会貢献や慈善活動を行う活動組織のこと。

基本方針2 地域総がかりで育む子育てからひとづくり

1 幼児・学校教育

(1)教育環境の整備

- ・ 幼保連携型認定こども園への移行
- ・ 思春期サポート事業
- ・ 学校施設の老朽化に対応した計画的な施設改修と設備更新
- ・ 関係機関と連携した通学路安全対策の実施
- ・ 小・中学校通学バス利用の無償化
- ・ 個々の特性に対応した特別支援教育の充実
- ・ いじめや体罰を許さない人権教育の推進
- ・ 小・中学校と須知高等学校との連携事業の促進
- ・ 適切な指導体系の確立と教育相談の充実
- ・ 発達支援事業の充実
- ・ もうすぐ1年生事業の実施による交流

(2)教育内容の充実

- ①子どもの健やかな成長を支える教育の推進
- ②学校・家庭・地域連携による子育ての推進
- ③質の高い学力を育てる環境づくりの推進
- ④食の宝庫としての特色を活かした食育の推進
- ⑤社会福祉体験学習の実施

(3)家庭・地域教育の充実

- ・ 園児と地域との交流事業の推進
- ・ 家庭教育に関するサポート体制の充実
- ・ 学校、地域連携による「明日を拓く教育推進事業」
- ・ 地域社会の力を活かした学校支援活動の充実
- ・ 地域人材、地域教材を活用した活動の充実
- ・ 須知高校教育振興対策交付金制度等の推進

2 子ども・青少年の健全育成

(1)健全育成のための風土づくり

- ・ 社会を明るくする運動（再掲）…協力企業の拡大
- ・ 京丹波「森のまなび」推進事業

(2)健全育成活動の促進・支援

- ・ 子どもの安心・安全を確保するための見守り活動の強化

- ・ インターネットやスマートフォン等の正しい活用のため、情報モラルに関する指導の徹底（南丹・船井サイバー犯罪対策協議会との連携）
- ・ 薬物乱用や喫煙の危険性の指導の徹底

3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション

(1)生涯学習の推進

- ・ 高齢者生涯学習推進事業の推進
- ・ 障がい者生涯学習推進事業の推進
- ・ 生涯学習通信「Tomorrow」発行
- ・ 社会福祉協議会等関係団体・機関との連携

(2)スポーツ・レクリエーションの振興

- ・ 京都トレーニングセンターと連携したスポーツ振興

- ・ 東京五輪事前キャンプ（ホストタウン）誘致
- ・ トップアスリートによるスポーツ教室
- ・ 指導者の育成支援
- ・ 京都トレーニングセンター利用促進事業
- ・ 指導者育成の検討
- ・ 図書室開室日及び蔵書の充実、読書活動の推進

4 人権尊重

(1)人権意識の高揚と人権擁護

- ・京丹波町人権教育・啓発推進計画の策定
- ・人権啓発の推進
- ・人権教育（学習）の充実、「人権の花」運動等
- ・人権擁護活動の推進
- ・差別や虐待、犯罪のない地域づくりの推進
- ・京丹波町人権啓発推進協議会との連携
- ・指導者・助言者の養成・確保

(2)男女共同参画の社会づくり

- ・男女共同参画計画の推進
- ・「きらりネットワークの会」による講座や講演会の充実

5 文化

(1)歴史的文化の保存・活用

- ・埋蔵文化財包蔵地等の所在確認・分布調査の実施
- ・文化財保護普及啓発事業

(2)文化芸術活動の振興

- ・京丹波町文化祭の開催
- ・文化講演会の開催
- ・文化団体からの積極的な情報発信

6 国際・地域間交流

(1)国内外における都市間交流の推進

- ・国際交流
- ・友好町交流



基本方針 3 人のつながりを大切にする暮らしの安心・安全づくり

1 医療

(1) 地域医療体制の整備・充実

- ・ 京都府立医科大学との連携強化事業
- ・ 京都府からの自治医科大学卒業生の派遣確保事業
- ・ 医師官舎の建設計画事業
- ・ 公立南丹病院等との連携強化事業
- ・ 関連病院等との連携強化事業
- ・ 近隣高校からの職場体験の受け入れ事業
- ・ 近隣高校への医療スタッフの講演派遣事業

(2) 医療保険制度の充実

- ・ 国保税の収納確保
- ・ 医療費抑制
- ・ 後期高齢者医療事業
- ・ 子育て医療費助成
- ・ 障がい者医療費助成
- ・ 老人医療費助成
- ・ ひとり親家庭医療費助成

2 健康づくり

(1) 健康づくり運動の促進

- ・ コミュニティ・コンビニ整備事業
- ・ 高齢者福祉サロンの開催
- ・ 高血圧症予防対策を重点とした「減塩施策」の推進
- ・ 「減塩対策」「食育推進」における京都府立大学、関係機関との連携
- ・ 健康づくりに係る情報発信の強化
- ・ ライフステージに応じた健康教育の充実
- ・ 生涯を通じた運動習慣の確立における教育との連携
- ・ ラジオ体操放送による運動習慣の啓発
- ・ 健康で長生きするぞ事業（仮称）

(2) 疾病予防と早期発見・早期対応の強化

- ・ 健診の「無料」「総合化」の継続実施
- ・ ピロリ菌検査の実施
- ・ 日曜健診、個別健診、結果説明会の夜間開催
- ・ 未受診者への受診勧奨
- ・ 19歳、40歳の健診開始年齢への受診勧奨
- ・ 健診結果報告会での指導の充実
- ・ CKD（慢性腎臓病）予防教室、糖尿病予防教室の実施
- ・ 町民への生活習慣病と予防知識の普及啓発の実施

3 子ども・子育て

(1) 未来の親づくり

- ・ ライフデザイン教育の推進
- ・ 保育体験実習の受け入れ
- ・ 婚活マスターの設置
- ・ 京都婚活支援ネットワークや他市町との交流、ネットワーク形成
- ・ 出会いサポート事業

(2) 母子保健の充実

- ・ 子どもの健やかな発達事業

(3) 子育て支援サービスの充実

- ・ 経済的負担の軽減
- ・ 子育て世代包括支援センターの設置
- ・ 子育て支援センター拠点事業の実施
- ・ ファミリーサポートセンターの充実
- ・ 体調不良児、病後児保育の実施
- ・ 専門機関と子育て支援機関との連携強化
- ・ 子育てサークルなどの育成支援
- ・ 安全な環境整備と指導員研修の充実
- ・ 学童保育事業の充実

4 高齢者福祉

(1)介護予防の充実

- ・介護予防の理解促進
- ・総合事業の充実
- ・地域包括支援センターの充実強化

(2)高齢者福祉サービスの充実

- ・介護専門職の確保対策の強化
- ・相談体制の充実
- ・高齢者生活支援サービスの充実、地域ケア会議の充実
- ・高齢者虐待の予防と対策の強化
- ・認知症支援対策の推進
- ・介護サービスの充実
- ・介護保険制度の適正な運用

- ・老人保護措置事業の実施
- ・医療機関等との協働による在宅医療・介護連携体制の整備

(3)高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

- ・サロン活動を通じた世話役、参加者ともに経験を活かせる出番づくりの支援
- ・シルバー人材センターとの協働による出番づくり
- ・社会福祉協議会が推進する有償ボランティア「かがやき」の活動者養成支援

5 障がい者福祉

(1)障がい福祉サービスの充実

- ・専門的技術等の情報提供やヘルパー等人材の資質向上
- ・適切なサービスの利用促進

(2)障がいのある人への自立支援

- ・南丹圏域内の就労移行支援事業所との連携強化
- ・利用者ニーズに応じた居住の場の確保施設入所支援についての情報提

供

- ・各種相談事業の充実
- ・療育事業の充実

(3)障がいと障がいのある人への理解促進

- ・地域自立支援協議会等の開催充実
- ・相談しやすい体制づくり

6 地域福祉

(1)地域福祉推進基盤の強化

- ・地域包括ケアシステム構築推進事業

(2)ユニバーサルデザインの推進

- ・生活環境の改善
- ・町営バス運行等地域公共交通の確保
- ・見やすく読みやすい広報紙、ホームページ、動画の作成

(3)低所得者等の自立支援

- ・ひとり親家庭の自立支援
- ・関係機関と連携した生活困窮者への自立支援

7 防犯・交通安全

(1)防犯対策の強化

- ・警察署と連携した治安維持活動の実践
- ・街頭防犯カメラの設置促進
- ・集落・団体の防犯研修会の実施促進
- ・街灯等設置補助事業
- ・子ども安全見守り隊の活動促進
- ・犯罪被害者支援活動の実施

(2)消費生活の安心・安全の確保

- ・関係機関との連携
- ・消費生活相談員による相談窓口、啓発等の実施

(3)交通安全対策の推進

- ・交通安全対策の推進
- ・交通安全啓発の推進
- ・交通安全教育の推進

8 防災

(1)防災まちづくりの強化

- ・業務継続計画（BCP）の策定
- ・各区を中心とした住民情報（安否情報）等の管理体制の強化
- ・原子力防災に関する対策の強化
- ・災害時要援護者対策の強化
- ・災害時応援協定の締結促進
- ・消防団組織の充実強化
- ・新たな女性消防団員の入団促進
- ・消防施設・設備の整備、充実
- ・地域における災害時自主避難体制の構築
- ・自主防災組織の育成
- ・地域コミュニティ防災拠点の確保

- ・広域消防組合の組織と施設等の充実及び連携強化
- ・非常招集訓練、住民避難訓練等防災訓練の実施

(2)防災意識等の高揚

- ・ハザードマップの作成
- ・広報活動による防災意識の啓発
- ・防災講演会等での防災教育の充実
- ・町内在住在勤外国人への防災対策

9 環境保全

(1)環境保全活動の推進

- ・京丹波町環境基本条例の制定
- ・京丹波町環境基本計画（景観ガイドライン）の制定
- ・森林、農地等の保全（再掲）
- ・環境教育の推進（再掲）
- ・環境巡回パトロールの強化
- ・事業所立ち入り調査の充実
- ・瑞穂環境保全センター監視委員会との連携強化
- ・広報媒体を通じた啓発と情報提供
- ・京丹波町地球温暖化対策実行計画の推進
- ・節電対策の強化

- ・事業所の環境意識調査の実施・把握
- ・事業所の環境への配慮等に関する調査の実施・把握
- ・地域による河川環境整備や美化活動の促進
- ・ダム湖の富栄養化防止対策の推進
- ・特定空き家等対策協議会の設置

(2)再生可能エネルギーの活用推進

- ・再生可能エネルギーの活用補助

10 環境衛生

(1)環境美化活動の推進

- ・地域における美化作業への支援
- ・地域による河川環境整備や美化活動の促進（再掲）
- ・ボランティアサポートプログラム活動促進

(2)資源循環型社会づくり

- ・生ごみ堆肥化処理機器等購入助成の継続
- ・資源ごみ集団回収事業報償制度の推進

(3)公害防止対策の強化

- ・町民の安全で快適な生活環境を保全する条例の適正運用
- ・町の環境保全等に関する条例の適正運用
- ・企業等との公害防止協定の締結推進
- ・公害防止対策の広報啓発
- ・現場改善、5S活動等の研修会、専門家派遣等の実施
- ・適正な動物管理事業の推進

基本方針 4 豊かな自然と調和する便利で快適なまちづくり

1 土地利用

(1) 計画的な土地利用の推進

- ・ 町の環境保全等に関する条例の適正運用（再掲）
- ・ 町民の安全で快適な生活環境を保全する条例の適正運用（再掲）
- ・ 国土強靱化地域計画の策定
- ・ 国土利用計画法による届出事務
- ・ 都市計画法による開発協議
- ・ 町宅地開発行為等指導要綱に基づく協議

- ・ 土地利用に係る広報啓発活動

(2) 都市計画の推進

- ・ 都市計画マスタープランの策定
- ・ 都市計画に係る広報啓発活動の推進
- ・ 都市計画道路整備の推進
- ・ 緑化推進

2 道路・交通

(1) 道路の整備

- ・ 京丹波 PA⁹ 接続道路整備
- ・ 丹波綾部道路 IC 周辺の整備
- ・ 国道 9 号（都市計画道路区間）の拡幅、街路樹の整備促進
- ・ 交通安全施設（歩道）設置（再掲）
- ・ 府道・基幹町道の拡幅改良促進・推進
- ・ 国道 27 号下山バイパスと JR 下山駅付近とを結ぶ連絡道路の整備

- ・ 生活道路網等の整備
- ・ 除雪対策の推進
- ・ 町道舗装維持修繕事業
- ・ 橋梁維持修繕事業

(2) 公共交通の充実

- ・ 山陰本線の輸送力増強
- ・ 町営バス運行事業
- ・ 公共バス路線維持対策事業
- ・ 地域公共交通ネットワークの形成
- ・ 和知駅及び駅前周辺整備事業

3 情報通信

(1) 情報通信基盤の充実

- ・ ケーブルテレビの施設整備
- ・ 電子自治体の推進
- ・ まちの情報をだれもが共有できるシステムづくり

(2) 情報通信の活用促進

- ・ ケーブルテレビ事業の運営体制の充実
- ・ 町民が主役となる番組コンテンツの充実
- ・ ICT を基盤とした町ホームページ、電子書籍などメディアの活用

4 河川

(1) 河川の整備

- ・ 府管理河川の改修事業
- ・ 町管理河川の改修事業
- ・ 河川愛護委託事業

⁹ P A：高速道路や有料道路などに設けられる比較的小規模な休憩施設（パーキングエリア）のこと。

5 水資源・上水道

(1)水の安定供給

- ・水道施設耐震化の実施
- ・連絡管での水の相互融通による給水の安定供給
- ・撤去優先度の設定と撤去工事実施

(2)水道事業の健全経営

- ・公民連携を含めた業務委託の拡大検討
- ・経営分析に基づいた経営戦略の策定
- ・水道ビジョンの策定

6 下水道

(1)下水道処理施設の整備と水洗化の促進

- ・農業集落排水施設機能強化
- ・浄化槽の重要性等についての定期的な広報啓発活動の実施
- ・下水道等整備区域内における未接続家屋に対する接続指導の実施

(2)下水道事業の健全経営

- ・経営戦略の策定
- ・施設統廃合及び公共下水道への接続
- ・下水道事業の地方公営企業法適化検討

7 住宅

(1)町営住宅の総合的活用

- ・既存の町営住宅の総合的な活用
- ・住宅ニーズを踏まえた町営住宅の整備
- ・高額所得者等の住み替えの誘導など、公営住宅の適正入居の推進
- ・公営住宅維持修繕事業

(2)民間住宅供給の適切な誘導

- ・団地開発等の適正誘導・開発協議
- ・未利用地の実態調査
- ・乱開発の防止



基本方針5 住民主体の魅力あるまちづくり

1 協働のまちづくり

(1)住民自治の推進

- ・町ホームページの充実
- ・情報公開の徹底
- ・町長と語るつどいの開催
- ・出前講座の開催
- ・町委員の一般公募
- ・住民自治条例の制定
- ・京丹波町情報公開条例の運用
- ・京丹波町個人情報保護条例の運用

(2)協働のまちづくりの推進

- ・まちづくり交付金・地域力向上交付金の見直し・充実
- ・まちづくり協議会の設立
- ・京丹波町住民自治組織連絡協議会の

拡充

- ・職員ベンチャー事業制度の見直し・充実

(3)地域コミュニティの育成

- ・自治振興補助金交付事業
- ・コミュニティ組織連携事業
- ・集落の教科書づくり
- ・ふるさと創生事業
- ・まちづくり拠点整備
- ・中心的地域拠点地区の検討、整備
- ・コミュニティ・コンビニ整備事業（再掲）

2 魅力発信（タウンプロモーション）

(1)タウンプロモーションのためのネットワークづくり

- ・京丹波町タウンプロモーション機構の設置
- ・京丹波ファンクラブの拡大
- ・移住起業出張相談会の実施
- ・地元企業への就職マッチング、就業フェアの実施
- ・学校・地域・企業が連携した地域人材育成プログラムの展開
- ・須知高校における地域探究学習の実施

(2)町の情報発信の推進

- ・プロモーション動画制作
- ・京丹波特派員制度の確立による地域情報の受発信
- ・戦略的な広報広聴活動の実施
- ・各種マスメディアの活用
- ・町ホームページの充実（再掲）SNSでの情報発信の継続
- ・食のキャラクターを通じた情報発信

3 行政運営

(1)行政機能の強化

- ・ 総合計画目標の「見える化」(数値化)による進行管理
- ・ 各種計画の一元的把握と、政策推進体制の強化
- ・ 第三セクター等運営形態の見直し
- ・ 役場新庁舎建設
- ・ 計画的な職員採用
- ・ 職員採用試験の早期実施
- ・ 人事評価制度の導入・推進
- ・ 行政改革大綱の策定、行政評価制度の導入
- ・ 公共施設維持管理委託
- ・ 指定管理者制度等の活用
- ・ 業務見直しと業務効率化の推進

(2)財政基盤の強化

- ・ 税等滞納徴収の強化
- ・ 徴収率向上対策委員会を中心とした収納担当者研修の実施

- ・ 計画的な財政運営を行ううえで必要となる財政見直し等の作成・適宜更新
- ・ 繰上償還の推進
- ・ 未利用財産の活用、処分の検討
- ・ 公共施設等総合管理計画の策定
- ・ 地方公会計制度における統一的な基準による財務書類の作成

(3)広域連携の推進

- ・ 一部事務組合、広域連合
- ・ 京都府総合計画、京都府南丹地域振興計画との連携
- ・ 府との税業務の共同化推進
- ・ 共同利用型システムの導入(再掲)



第2次京丹波町総合計画 ＜基本構想・前期基本計画＞概要版

発行：京丹波町

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6

TEL：0771-82-0200 FAX：0771-82-2500